005GA8C6

361008

株券等の大量保有の状況の開示に関する内閣府令
第三号様式

関東財務局
17. 4. 15
統証第　号

【表紙】

【提出書類】変更報告書　No. 1
【根拠条文】法第27条の26第2項に基づく報告書
【提出先】関東財務局長
【氏名又は名称】弁護士　木　村　庸　五
【住所又は本店所在地】〒100-8222　東京都千代田区丸の内一丁目6番5号　丸の内北口ビル
森・濱田松本法律事務所
【報告義務発生日】平成17年3月31日
【提出日】平成17年4月15日
【提出者及び共同保有者の総数（名）】1名
【提出形態】その他

第１【発行会社に関する事項】

１【発行会社】

発行会社の名称	三菱重工業株式会社
会社コード	7011
上場・店頭の別	上場
上場証券取引所	東京・大阪・名古屋・福岡・札幌
本店所在地	東京都港区港南 2-16-5

第２【提出者に関する事項】

１【提出者（大量保有者）／１】

(1)【提出者の概要】

①【提出者（大量保有者）】

個人・法人の別	法人（海外パートナーシップ）
氏名又は名称	ブランデス・インベストメント・パートナーズ・エル・エル・シー （Brandes Investment Partners, L.L.C.）
住所又は本店所在地	アメリカ合衆国　カリフォルニア州 92191-9048　サンディエゴ、 エル・カミノ・レアール 11988、500 号室 (11988 El Camino Real, Suite 500, San Diego, CA92191-9048, U.S.A.)
旧氏名又は名称	
旧住所又は本店所在地	

②【個人の場合】

生年月日	
職業	
勤務先名称	
勤務先住所	

③【法人の場合】

設立年月日	1996 年 5 月 1 日
代表者氏名	グレン・カールソン　(Glenn Carlson)
代表者役職	チーフ・コンプライアンス・オフィサー　(Chief Compliance Officer)
事業内容	アメリカ合衆国登録投資顧問業者

④【事務上の連絡先】

事務上の連絡先及び 担当者名	森・濱田松本法律事務所 弁護士　木　村　庸　五
電話番号	03 (5220) 1843

(2)【保有目的】

ポートフォリオ投資 発行者に対して支配を及ぼす意図のない顧客（多数）のための消極的投資のための購入

(3)【上記提出者の保有株券等の内訳】

①【保有株券等の数】

	27条の23第3項本文	27条の23第3項第1号	27条の23第3項第2号
株券（株）			264,345,595
新株引受権証書（株）	A	－	G
新株予約権証券（株）	B	－	H
新株予約権付社債券（株）	C	－	I
対象有価証券カバードワラント	D		J
株券預託証券			
株券関連預託証券	E		K
対象有価証券償還社債	F		L
合計（株）	M	N	O 264,345,595
信用取引により譲渡したことにより控除する株券等の数	P		
保有株券等の数（総数） （M+N+O-P）	Q		264,345,595
保有潜在株式の数 （A+B+C+D+E+F+G+H+I+J+K+L）	R		

②【株券等保有割合】

発行済株式総数（株） （平成16年6月30日現在）	3,373,648,000
上記提出者の株券等保有割合（%） （Q/(R+S)×100）	7.84
直前の報告書に記載された株券等保有割合（%）	6.22

(4)【当該株券等に関する担保契約等重要な契約】

該当なし

［訳　文］

委　任　状

2004年9月21日

ブランデス・インベストメント・パートナーズ・エル・エル・シー（「当社」）は、本書により、〒100-8222日本国東京都千代田区丸の内一丁目6番5号丸の内北口ビルに事務所を有する森・濱田松本法律事務所の弁護士である木村庸五氏、三宅章仁氏および橋本雅行氏の各々を証券取引法第2章の3「株券等の大量保有の状況に関する開示」に基づく各種報告書および同法第163条に基づく特定有価証券の売買報告書の作成およびかかる報告書写しの交付ならびに上記に関わる全ての事項に関し当社のために行為する代理人として任命する。

上記を証するため、本委任状は、ブランデス・インベストメント・パートナーズ・エル・エル・シーの授権されている役員の署名を付すことにより、上記の日付で作成された。本委任状による授権は当社が事前に終了しない限り本日から1年後の応答日までに提出される報告書に関して効力を有するものとする。

ブランデス・インベストメント・パートナーズ・エル・エル・シー
を代理して

［署　　名］

イアン・ローズ
ジェネラル・カウンシル

原本を、上記のとおり正訳しました。

弁護士　　木　村　庸　五

Power of Attorney

Date: September 21, 2004

We, Brandes Investment Partners, L.L.C. (the "Company"), hereby appoint each of Mr. Yogo Kimura, Mr. Akihito Miyake and Mr. Masayuki Hashimoto, attorneys-at-law of Mori Hamada & Matsumoto, with its office at Marunouchi Kitaguchi Building, 1-6-5 Marunouchi, Chiyoda-ku, Tokyo 100-8222, Japan, jointly and severally as its true and lawful agent, with full power of substitution and revocation, to represent and act for and in the name, place and stead of the Company in Japan in connection with the preparation and filing of various reports and the delivery of copies thereof under Chapter 2-3 "Disclosure on Holding of Large Amount of Shares, etc." and Article 163 (Filing of Reports in connection with purchase and sale of specified securities) of the Securities and Exchange Law and any and all matters relating thereto.

In witness whereof, this power of attorney was made as of the above-mentioned date by the undersigned as the authorised officer of Brandes Investment Partners, L.L.C. The authorization by this power of attorney shall be valid for filings to be made from the date hereof to the first anniversary date unless terminated by us before the anniversary date.

Yours sincerely,

For and on behalf of
Brandes Investment Partners, L.L.C.

By: _____
name: Ian Rose
title: General Counsel